

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の目的

阪南市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、同法をはじめとする関係法令及び制度の改正内容並びに大阪府地域防災計画や南海トラフ巨大地震による被害を想定しつつ、阪南市防災会議が定める計画である。

市域にかかる災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関し、阪南市（以下「市」という。）、大阪府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務、または業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、市民との相互協力及び連携を図りながら市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の概要

1 計画の内容

この計画は、市域において過去に発生した災害の状況及び諸対策を基礎資料とし、本市において発生し得るべき災害を想定し、次の事項を定めるものである。

(1) 市及び防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務または業務の大綱を定める。

(2) 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限度にくい止めるための措置について基本的な計画を定める。

(3) 災害応急対策

災害が発生し、または発生する恐れのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

(4) 災害復旧・復興対策

災害復旧・復興の実施について基本的な計画を定める。

2 大阪府地域防災計画等との関係

この計画は、大阪府地域防災計画及び大阪府水防計画との整合性と関連性を有するものである。

3 計画の修正

この計画は、市域内における災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合にその被害を最小限度にとどめるための計画であって、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正し、効果的な整備を図る。

また、修正にあたっては、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

4 計画の周知徹底

この計画は、市の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災上必要な施設の管理者に周知徹底を図るものとする。

また、この計画を円滑に実施するため、防災関係機関は、平素から研修、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき計画の要旨を公表し、市民に周知徹底を図るものとする。

第3節 防災に関する基本方針（防災ビジョン）

近年、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災、平成23年3月11日の東日本大震災と2度にわたる大きな震災による被害を目の当たりにしており、改めて災害への備えの必要性を痛感しているところである。

市民の尊い生命と貴重な財産を災害から守り、安全な市民生活を確保することは、行政における最も重要な課題であり、地方行政の原点である。今一度、その原点に立ち戻り、市民、事業者、行政が一体となって防災に取り組みつつ、減災を基本とした災害に強い安全・安心で快適な暮らしを実現することができるまちづくりに向けて推進していく必要がある。加えて、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

本地域防災計画は、そのための指針となるべく策定するものである。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点も踏まえながら、取り組んでいく。

第1 行政の責務と市民の心構え

市と大阪府、防災関係機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全と財産の保護を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、減災を基本とした災害に強いまちづくりや防災体制の充実・強化と市民の防災意識の向上を図る、「公助」の取り組みを推進する。

一方で、災害による被害を最小限にとどめるためには、社会全体で防災意識を醸成させていくことが求められる。

市民は、まずは「自分（達）の生命は自分（達）で守る」（＝自助）との認識に立つことが重要である。それを踏まえ、一人ひとりが防災・減災に対する高い意識を持ちつつ、家庭、地域、職場における各種災害を念頭において、近隣住民や組織・団体等と協力し、地域ぐるみ・職場ぐるみでの助け合いの関係（＝共助）を育み、災害実態に応じた対策を自ら積極的に講じる必要がある。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第 2 防災施策の大綱

防災施策の大綱は以下のとおりである。

1 災害に強いまちづくり

(1) 土砂災害対策の推進

土砂災害は、人命に係わる恐れの大いなる災害であり、発生する頻度も大きく、ハード的な土砂災害対策の推進とともに情報の伝達、避難体制の整備、孤立化に対する防災体制等のソフト的な対策の確立を図る。

(2) 水害対策の推進

本市では、内水氾濫による浸水被害が発生しており、市街化の進行とともに、今後さらに浸水被害の危険性が拡大する恐れがある。

そのため、引き続き排水能力の充実、下水道及び治水施設の整備等を図る。

(3) 地震災害対策の推進

地震発生時には、木造密集市街地における大規模火災をはじめ、建築物の倒壊等が懸念される。公共建築物については、順次、耐震化等は進められているが、依然として地震による被害が払しょくされるものではない。

そのため、引き続き市街地の不燃化、耐震化の推進を図る。

(4) 津波災害対策の推進

南海トラフ巨大地震等による津波に対する海岸施設や港湾施設等のハード的な津波災害対策の推進とともに情報の伝達、避難体制の整備等のソフト的な対策の確立を図る。

2 災害に強い人づくり

(1) 自主防災組織の育成

自主防災組織が、災害時に被害を最小限におさえるために果たす役割は、多大なものがあり、その重要性が災害ごとに認識されている。

近年、都市化の進行によって市民の自治会的な活動が希薄になり、また、高齢化等による避難行動要支援者が増加しているため、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなっている。

市は、市民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、整備を図る。

(2) 防災意識の向上と個人の防災活動力の向上

地域及び職場等を通じて市民の防災意識の向上を図る。また、過去の災害履歴などに関する教訓伝承や防災教育、防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図り、災害に強い市民の育成に努める。

3 災害への適切な対応

(1) 役割の明確化

災害時に、"いつ、だれが、なにを、どうするか"といった役割分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

(2) 情報収集伝達体制の整備と避難行動要支援者への対応

防災行政無線をはじめとする通信機能の向上及び情報収集伝達体制の確立に努める。

また、避難行動要支援者に対する災害時の情報提供などについては十分な配慮が必要であるため、情報提供の仕組み整備を図るとともに、平常時より地域における支援体制の整備推進に努める。

(3) 地域防災計画と防災体制の充実

各種の災害に対応するため、地域防災計画をより充実させ、総合的な防災体制と防災対策の確立を図る。

(4) 災害未然防止活動

本計画で取り扱うフェーズのうち、最も時間、人員に制約が発生する災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず、災害が発生する恐れがある場合、災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。

第 4 節 防災関係機関の責務

第 1 防災関係機関の業務大綱

この計画は、災害対策基本法第 42 条第 2 項第 1 号に基づき、本市ならびに防災関係機関等は、概ね次の事務または業務を処理するものとする。

1 阪南市（泉州南消防組合を含む。）

①総務部

課名（班名）	事 務 分 掌
総務課 （総務班）	ア 緊急輸送体制の確立に関する事 イ 公用車両の確保及び配車に関する事 ウ 車両の借上げ及び輸送機関との連絡に関する事 エ 災害に関する文書収受及び発送に関する事 オ 救助物資及び緊急資材の購入契約に関する事 カ 総務部に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事 キ 総務部内の支援・協力に関する事 ク 庁舎施設の管理に関する事
秘書人事課 （秘書人事班）	ア 現地視察及び災害見舞に関する事 イ 災害視察者、調査団の受入れ及び応接に関する事 ウ 職員の動員及び配置に関する事 エ 職員再配置及び各部各班の調整に関する事 オ 各部各班の活動状況の把握に関する事 カ 災害対策要員の確保に関する事 キ 職員の給与に関する事 ク 被災職員、家族の調査及び応援に関する事 ケ 総務部に係わる災害情報の収集及び伝達に関する事 コ 総務部内の支援・協力に関する事
危機管理課 （危機管理班）	ア 職員の動員及び配置に関する事 イ 災害時用臨時ヘリポートの設置に関する事 ウ 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事 エ 災害対策本部、現地災害対策本部の設置及び廃止に関する事 オ 配備指令及び本部命令の伝達に関する事 カ 災害救助法適用に関する事 キ 災害に関する予報、警報、災害情報、被害情報の収集及び伝達に関する事 ク 災害対策本部会議に関する事

第 1 編 総則

課名（班名）	事 務 分 掌
	ケ 防災会議に関すること コ 避難指示等に関すること サ 大阪府への応援の依頼、受入れ、配置及び応援の調整に関すること シ 市町村への応援の依頼、受入れ、連絡調整に関すること ス 被害最終報告書の作成に関すること セ 防災システムへの運用統制及び緊急通信に関すること ソ 防災関係機関との情報交換及び連絡調整に関すること タ 自衛隊への派遣要請に関すること チ 泉南警察署との連絡に関すること ツ 防災訓練に関すること テ 災害用物資の備蓄に関すること ト 自主防災組織に関すること ナ 防災行政無線の管理運営に関すること ニ 被害調査状況等の収集及び報告に関すること ヌ 消防団員の動員に関すること ネ 災害応急対策の企画に関すること ノ 防災対策の企画に関すること ハ 同期市自治体との災害時相互連絡調整に関すること ヒ 救援、復興の企画立案に関すること フ 防災ボランティア（有資格者等）の登録・連絡調整に関すること ヘ 日本赤十字社（赤十字奉仕団）との連絡調整に関すること
行財政構造改革 推進室 人権推進課 （財政・物品調達班）	ア 救護食料（米、パン、乾パン、農産青果物等）の確保及び取扱期間との 連絡に関すること イ その他生活必需品（被服、寝具、衣料、日常品、副食物等）の確保及び あっせんに関すること ウ 災害対策予算に関すること エ 災害に伴う財政計画に関すること オ 義援金の分配に関すること カ 市有財産の被害調査の総括に関すること キ 被災者の災害相談窓口に関すること

②未来創生部

課名（班名）	事 務 分 掌
企画課 （商工班）	ア 商工業関係の被害調査、応急救済及び援助に関すること イ 被災商工業者に対する融資に関すること ウ 中小企業の災害復旧資金に関すること エ 未来創生部に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること

第 1 編 総則

課名（班名）	事 務 分 掌
	オ 未来創生部内の支援・協力に関すること
市民共創課 （避難所開設班）	ア 民間協力団体（自治会）の受入れに関すること イ 避難所（住民センター）開設のための情報収集及び選定に関すること ウ 避難所（住民センター）の開設及び収容に関すること
まちの活力創造課 （広報班）	ア 災害に関する広報に関すること イ 避難指示等に係る緊急広報、周知に関すること ウ 報道機関への情報提供及び連絡に関すること エ 災害情報の提供に関すること オ 災害の記録写真の作成に関すること カ 報道情報の収集に関すること

③市民部

課名（班名）	事 務 分 掌
市民課 （給食班）	ア 被災者に対する給食計画及び給食物資の調達に関すること イ 給食用資材の確保及び配分に関すること ウ 炊き出し記録整理に関すること エ 市民部に係わる災害情報の収集及び応急対策に関すること オ 市民部内の支援・協力に関すること
生活環境課 （生活環境班）	ア し尿の応急処理に関すること イ し尿処理施設の被害調査及び応急対策に関すること ウ 仮設トイレの設置に関すること エ 災害時における産業廃棄物に関すること オ 避難所におけるペットの受け入れに関すること カ 死体の収容及び埋葬に関すること キ 被災地の防疫に関すること
税務課 （避難誘導・調査班）	ア 災害による土地、家屋、設備等の被害調査及び確認に関すること イ 被災者の被害調査及び確認に関すること ウ 災害に伴う市税の減免に関すること エ 土地・建物に関するり災証明書の発行に関すること オ 地図への災害情報の記入に関すること カ 避難誘導に関すること
資源対策課 （清掃班）	ア ごみ、瓦礫の収集運搬に関すること イ 清掃施設等の被害調査及び応急対策に関すること

④健康福祉部

課名（班名）	事 務 分 掌
市民福祉課 （福祉班）	ア 要配慮者の把握及び相談に関すること イ 被災した障がい者の保護に関すること ウ コミュニケーション支援に関すること エ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること オ ボランティアの活動環境の整備及び受け入れに関すること カ 災害時要援護者支援プランの運用に関すること キ 福祉避難所の開設・収容・運営指導に関すること ク 健康福祉部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること ケ 健康福祉部内の支援・協力に関すること
生活支援課 （生活支援班）	ア 被災者の援護状況の調査、処置に関すること イ 生活保護世帯の被災状況調査に関すること ウ 災害見舞金等の支給に関すること
介護保険課 保険年金課 健康増進課 健康事業準備室 （救護班）	ア 医療班の受入れ・調整に関すること イ 被災者の救護計画の作成及び総括に関すること ウ 高齢者に関する被災状況調査と保護及び支援に関すること エ 負傷者の搬送に関すること オ 負傷者の一次救護に関すること カ 緊急通行車両に関すること キ 衛生医薬品等の確保及び配分に関すること ク 医療救護機関及び保健所との連絡調整に関すること ケ 感染症病患者の輸送に関すること コ 被災地の防疫に関すること サ 防疫資材の管理及び調達に関すること シ 被災地の保健衛生に関すること ス 病院、診療所への収容及び予防衛生に関すること セ 健康相談に関すること ソ 被災者及び家族からの心理相談に関すること タ 避難誘導及び福祉避難所の開設・収容・運営指導に関すること チ 健康福祉部内の支援・協力に関すること
社会医療法人 生長会 阪南市民病院 （医療班）	ア 医療班の編成に関すること イ 医療救護活動に関すること ウ 災害救助法による医療及び助産に関すること エ 市民病院の被害調査及び応急措置に関すること オ 市民病院の防災対策に関すること カ 入院患者の保護に関すること キ 市民病院に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること

⑤こども未来部

課名（班名）	事 務 分 掌
こども政策課 こども支援課 各保育所 各幼稚園 (福祉（児童福祉）班)	ア 児童福祉施設・幼稚園等の児童及び利用者の安全確保及び施設の保全に関すること イ 児童福祉施設・幼稚園等の被害調査、安全確認及び応急復旧に関すること ウ 要配慮者の把握及び相談に関すること エ こども未来部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること オ こども未来部内の支援・協力に関すること

⑥都市整備部

課名（班名）	事 務 分 掌
都市整備課 河川農水課 道路公園課 下水道課 農業委員会事務局 (土木班) (都市整備班) (下水道班)	ア 応急仮設住宅の建設に関すること イ 市施設建築物の応急修理に関すること ウ 市施設建築物の災害復旧に要する資材の調達及び供給に関すること エ 道路、住居及び河川内の障害物の除去に関すること オ 河川、水路等の被害調査及び応急対策に関すること カ 道路、橋梁等公共施設の被害調査及び応急復旧に関すること キ 公園施設、街路樹の被害調査及び応急復旧に関すること ク 避難経路の指示と誘導に関すること ケ 緊急交通路の維持補修に関すること コ 土砂災害の被害調査及び応急措置に関すること サ 樋門、排水ポンプ等の管理運用、被害状況調査及び修理に関すること (樋門等の開閉に関すること) シ 緊急時における作業員の雇入れに関すること ス 水防活動に関すること セ 道路交通規制及び交通対策に関すること ソ 交通事情の情報収集に関すること タ 大規模災害時における倒壊家屋の撤去に関すること チ 大阪府（岸和田土木事務所）との連絡調整に関すること ツ 建設工事事業者への協力依頼に関すること テ 重機、資機材、要員等の手配に関すること ト 公共建築物の耐震化の設計施工に関すること ナ 災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること ニ 農林水産業関係の被害調査及び応急救済及び援助に関すること ヌ 漁港等の被害調査及び応急措置に関すること ネ 被災農林水産業者に対する融資に関すること ノ 大阪府（泉州農と緑の総合事務所）、土地改良区等との連絡調整に関すること

第1編 総則

課名（班名）	事 務 分 掌
	ハ 農業委員会に関すること ヒ 都市整備部に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること フ 放置車両対策に関すること ヘ 住宅造成に伴う開発地域の二次災害予防及び災害復旧についての行政指導、並びに大阪府（審査指導課等）との連絡調整に関すること ホ 建設施設、設備の危険防止措置に関すること マ 被災者への食料、生活必需品（義援物資含む。）の供給に関すること ミ 応急危険度判定等の連絡調整に関すること ム 関係機関（下水道関係）との連絡に関すること メ 下水道工事事業者の非常招集及び指揮監督に関すること モ 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること

⑦会計

課名（班名）	事 務 分 掌
会計課 （会計班）	ア 災害関係資金の収支及び審査に関すること イ 見舞金、義援金等の受付、保管並びに受払記録に関すること

⑧生涯学習部

課名（班名）	事 務 分 掌
教育総務課 学校給食センター （教育総務班）	ア 教育関係機関との連絡に関すること イ 教育関係施設等の被害記録の整備に関すること ウ 避難所（小中学校）開設のための情報収集及び選定に関すること エ 避難所（小中学校）の開設及び収容に関すること オ 教育施設の被害調査及び応急修理に関すること カ 教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること キ 教育委員会に係わる災害情報の収集及び伝達に関すること ク 児童及び生徒への応急給食に関すること ケ 被災者への炊出し、給食業務者の協力に関すること
学校教育課 （指導班）	ア 児童、生徒の被害調査及び応急措置に関すること イ 児童、生徒の避難場所の選定及び避難誘導並びに収容に関すること ウ 被災児童、生徒に対する教材及び学用品の支給に関すること エ 応急教育に関すること
生涯学習推進室 中央公民館 （生涯学習推進班）	ア 社会教育施設の防災及び施設の被害状況の調査に関すること イ 社会教育施設の災害復旧計画の樹立及び事後処理に関すること ウ 留守家庭児童会児童の被害調査及び応急処置に関すること エ 留守家庭児童会児童の避難場所の選定及び避難誘導並びに収容に関すること

第 1 編 総則

課名（班名）	事 務 分 掌
	オ 文化財の被害調査及び応急対策に関すること カ 地域協力団体（婦人会等）との連絡に関すること キ ボランティアの活動拠点（尾崎公民館・地域交流館）に関すること ク 救援物資輸送拠点（総合体育館）に関すること

⑨議会事務局

課名（班名）	事 務 分 掌
議会事務局 （議員連絡班）	ア 市議会議員との連絡調整に関すること イ 他部への支援・応援に関すること

⑩行政委員会事務局

課名（班名）	事 務 分 掌
行政委員会事務局 （応援班）	ア 本部長の特命事項に関すること イ 他部への支援・応援に関すること

⑪泉州南消防組合

課名（班名）	事 務 分 掌
阪南消防署 阪南消防署北分署 （消防班）	ア 火災予防対策に関すること イ 消防力の強化充実にに関すること ウ 消防資機材等の点検及び整備に関すること エ 消火、救急、救助活動に関すること オ 火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること カ 災害情報等の収集及び広報に関すること キ 広域消防応援等の要請・受入れに関すること ク 被害状況の調査、集計及び報告に関すること ケ 災害対策本部との情報連絡に関すること

2 大阪府

(1) 大阪府政策企画部危機管理室

災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

(2) 大阪府岸和田土木事務所

大阪府直轄公共施設の防災対策、水防活動、水防警報の伝達及び被災施設の復旧等に関すること

(3) 大阪港湾局

大阪府直轄港湾海岸施設及び海岸保全施設の災害予防、保全管理、水防警報の伝達、災害応急対策、復旧対策等に関すること

(4) 大阪府泉佐野保健所

ア 災害時における保健衛生活動に関すること

イ 地域災害医療本部の設置に関すること

(5) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

農業用施設に関する水防対策に関すること

3 大阪府警察（泉南警察署）

(1) 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること

(2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること

(3) 交通規制・管制に関すること

(4) 広域応援等の要請・受入に関すること

(5) 遺体の検視（死体調査）等の措置に関すること

(6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること

(7) 災害資機材の整備に関すること

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、本市、大阪府その他防災関係機関の実施する事務または業務について応援または協力するものとし、その大綱は概ね次のとおりとする。

(1) 近畿地方整備局（大阪国道事務所）

ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること

イ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること

ウ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること

エ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること

オ 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること

カ 直轄公共土木施設の復旧に関すること

(2) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

ア 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること

イ 流出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導に関すること

ウ 海難救助体制の整備に関すること

エ 海上交通の制限に関すること

オ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること

カ 海難の救助及び危険物等の海上流出油対策に関すること

キ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること

ク 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること

(3) 岸和田労働基準監督署

工場、事業所等における災害防止対策に関すること

(4) 近畿総合通信局

災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること

(5) 近畿農政局（大阪地域センター）

- ア 応急食料（米穀）及び乾パンの備蓄に関する事
- イ 災害地における主要食料の需給調整に関する事

(6) 大阪航空局（関西空港事務所）

- ア 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事
- イ 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事
- ウ 空港施設の応急点検体制の整備に関する事
- エ 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事
- オ 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事

5 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに大阪府防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務に関し災害対策を実施し、または本市、大阪府その他の防災関係機関の実施する防災に関する事務または業務に協力するものとし、その大綱は次のとおりである。

(1) 阪南郵便局

- ア 災害時における郵便業務の確保に関する事
- イ 災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事

(2) 西日本旅客鉄道（株）（JR 阪和線）

- ア 施設の防災管理に関する事
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
- オ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

(3) 南海電気鉄道（株）

- ア 施設の防災管理に関する事
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事
- オ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

(4) 西日本電信電話（株）（関西支店）

- ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事
- ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事
- エ 災害時における重要通信に関する事
- オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事

- カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事
- キ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関する事
- (5) 関西電力送配電（株）（岸和田配電営業所）
 - ア 電力施設の整備と防火管理に関する事
 - イ 災害時における電力による二次災害防止に関する事
 - ウ 災害時における電力の供給確保に関する事
 - エ 被災電力施設復旧事業の推進に関する事
- (6) 大阪ガスネットワーク（株）（南部事業部）
 - ア ガス施設の整備と防災管理に関する事
 - イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事
 - ウ 災害時におけるガスの供給確保に関する事
 - エ 被災ガス施設の復旧事業に関する事
- (7) 西日本高速道路（株）和歌山管理事務所
 - ア 西日本高速道路（株）管理道路の整備と防災管理に関する事
 - イ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事
 - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
 - エ 被災道路の復旧事業の推進に関する事
- (8) 新関西国際空港（株）（関西エアポート（株））
 - ア 空港島周辺の航空機災害の予防に関する事
 - イ 空港施設の応急点検体制の整備に関する事
 - ウ 空港島周辺の航空機災害の応急対策に関する事
 - エ 災害時における輸送確保の協力に関する事
 - オ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関する事
- (9) 西台原土地改良区
 - ア ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
 - イ 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
 - ウ 湛水防除活動に関する事
 - エ 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事
- (10) 大阪府エルピーガス協会泉南支部（阪南地区）
 - ア LP ガス施設の整備と防災管理に関する事
 - イ 災害時における LP ガスによる二次災害防止に関する事
 - ウ 災害時における LP ガスの供給確保に関する事
 - エ 被災 LP ガス施設の復旧事業に関する事
- (11) 日本赤十字社大阪府支部
 - ア 医療救護に関する事
 - イ 救援物資の備蓄と配分に関する事
 - ウ 血液製剤の供給に関する事
 - エ 義援金の受付等に関する事

オ 阪南市赤十字奉仕団との連絡調整に関する事

(12) 大阪広域水道企業団

ア 応急給水計画の作成に関する事

イ 断水地区への応急給水作業の実施に関する事

ウ 水道及び給水に係わる広報活動に関する事

エ 水道用資材の管理に関する事

オ 水道施設の災害調査及び応急復旧に関する事

カ 市内の水道被害状況調査及び報告に関する事

キ 送配水管の応急復旧に関する事

ク 給水装置の応急復旧に関する事

ケ 市内の水質検査及び飲料水の確保に関する事

コ 上水道工事事業者の非常招集及び指揮監督に関する事

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) (一社)泉佐野泉南医師会

ア 災害時における医療救護の活動に関する事

イ 負傷者に対する医療活動に関する事

(2) (一社)泉南薬剤師会

ア 医薬品、衛生用品の確保に関する事

イ 医療救護所における調剤に関する事

(3) 阪南市社会福祉協議会

ア 災害時における福祉に関する事

イ ボランティアの防災活動支援に関する事

(4) 各農・漁業協同組合及び商工会等

農地、漁船及び農漁業用並びに商工用施設の災害復旧、再生産の維持に必要な資金の貸付け並びに融資のあっせんに関する事

(5) ため池管理者

ため池の防災管理に関する事

(6) 水利組合

ア ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事

イ 農地及び農業用施設の被害調査に関する事

(7) 自治会、自主防災組織、校区（地区）福祉委員会、民生児童委員等

被災時の各種情報の連絡、避難者の世話、その他応急措置の協力に関する事、地域における防災対策の推進並びに災害時における初期消火活動、被災者の救出救護及びその他応急措置の補助に関する事

(8) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

各々の掌握事務についての防災対策に関する事

7 陸上自衛隊（第 3 師団第 37 普通科連隊）

- (1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること
- (2) 本市をはじめ大阪府その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する
こと

第2 市民、事業所の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力・過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

事業所は、災害時に果す役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

事業所は、自助、共助の理念のもと、災害時に果す役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定や災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業者及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 市、国、大阪府が実施する防災・減災対策への協力

第3 ボランティアやNPO等多様な機関との連携

住民及び事業者は、ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、大阪府、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第 5 節 阪南市の災害環境

第 1 市の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本市は、東経 135° 11′ 27″ から 135° 17′ 07″ まで、北緯 34° 17′ 51″ から 34° 22′ 21″ までに位置し、東西約 8km、南北約 6km、その面積は 36.17km² である。

(2) 地勢

本市は、大阪府の南部に位置し、北側は大阪湾に面し、南は和泉山脈を境として和歌山県に接し、東は男里川を隔てて泉南市と、西は岬町に至り、北東部の平野部を除くほとんどが和泉葛城山系の傾斜面に占められ、特に西沿岸部は低い山地が海岸に迫る地勢となっている。

(3) 地形・地質

本市域は、中地形（中規模の地形）の単元でみると、

- ・市域の南半分に広がる和泉山地
- ・和泉山地の山麓から海岸近くまで広がる阪南台地
- ・男里川河口付近の男里低地

に分けられ、それぞれ特徴ある地形と地質を示している。

①和泉山地

市域の約 6 割を占める山地は、市域の南半分に広がり、最高点は雲山峰近くの約 460m である。山地は、和泉層群とよばれる砂岩・泥岩・砂岩泥岩互層から構成されている。和泉山地の主軸の方向は東北東―西南西であり、和泉層群の方向性をそのまま反映している。山地内の河川もほとんどこの方向に発達しているが、山地を南北に横断する河川もみられる。

②阪南台地

山麓から海岸近くまで広がる台地は、市域の平坦地のほとんどを構成し、市街地の大部分が立地している。台地面は中位段丘と低位段丘からなるが、台地のほとんどは低位段丘である。

③男里低地

男里川河口付近には、わずかに低地が分布している。標高 5m 以下の三角州性の低地である。河川沿いには、谷底平野がみられる。低地部分は、陸地化したあとの川的作用で堆積した陸成堆積物が、ごく表層部に分布しており、このためよく観察すると自然堤防や旧河道といった平野部の微地形を認めることができる。

(4) 気象

本市は、瀬戸内式気候に属し、令和 3 年の年平均気温は 16.4℃、厳冬期の 2 月平均気温も 8.0℃前後と穏やかな気候である。

年間平均降雨雨量は 1,638 mm 前後で、6 月から 7 月にかけての梅雨期を中心に、4 月下旬の春雨時、台風期を含む秋雨期に集中している。

風向は、春から夏にかけては南及び南南西の風が多く、秋から冬にかけては、以前は西及び西北西の風が多かったが近年は南の風も多く、年平均の風速は、2.3m/s であるが、夏季に比べ冬季の方が風が強い。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、令和 2 年時点で人口総数 51,254 人、世帯数 20,774 世帯となっている。平成 15 年には 60,015 人とピークを迎えて以降、緩やかな減少傾向となっている。

本市の人口

人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	1 世帯当たり人口 (人)	出 典
51,254	20,774	1,417.0	2.47	令和 2 年国勢調査

(2) 交通

市内の交通は、沿岸を東西に国道 26 号(第二阪和国道)、府道 752 号(府道和歌山阪南線)、府道鳥取吉見泉佐野線が南北に阪和自動車道及びそれに結ばれる府道東鳥取南海線がある。その両地域を主に府道自然田鳥取線が結んでいる。また、国道 26 号(第二阪和国道)、府道 752 号(府道和歌山阪南線)を市道箱作駅前線、貝掛丘陵線、南山中丘陵線が結んでいる。

鉄道は、市街地を東西に南海本線が、また、山間部を北東から南にかけて JR 阪和線が走り、それぞれ本市における交通の主要幹線となっている。

(3) 土地利用の変遷

洪水、崩壊及び地震などの自然現象は、被災対象のない場所で発生しても重大な災害とはならないが、市街地をはじめとする高度の土地利用をなされている場所で発生すれば、大災害となる危険性をもっている。災害は土地利用と密接な関係をもっており、土地利用の変遷とともに災害形態や被害が変化する。

本市の土地利用変遷は次のようにまとめられる。

昭和 30 年代半ば頃から、市街地と宅地は、南海電鉄尾崎駅周辺と箱作、鳥取、自然田等に発達している。

地形的にみると、市街地と宅地のほとんどは比較的災害を受けにくい台地・段丘に分布している。ただ、低地では男里川と茶屋川河口付近の市街地と谷底平野にある桑畑の集落がみられる。土砂災害をやや受けやすい地域の集落は、山麓緩斜面にある山中溪である。

昭和 40 年代以降、土工が比較的容易な大阪層群からなる丘陵地を中心に、舞地区（旧南海団地）、箱の浦団地及びいずみが丘団地など大規模住宅団地の開発が進んだ。

平成以降、さらに阪南スカイタウンでの大規模住宅開発が進み、台地・段丘における市街地の拡大が進んだ。

市街地の変遷をみると、以前はほとんどの市街地・宅地は災害の少ない台地・段丘に分布していたが、都市化が進むにつれて徐々に低地部や土砂災害や地盤災害を受けやすいともいえる丘陵地や山麓に拡大してきている。これは、風水害、土砂災害及び地震災害がより発生しやすくなりつつあることを示している。

3 地震環境

本市の位置する近畿では、日本でも地震活動の活発な地域である。

この地域は、フィリピン海プレート、ユーラシアプレートが相接しており、南海トラフ等それらの境界面では、過去に多くの巨大地震が発生している。

また、近畿地方中部は、日本の内陸では最も活断層が密に分布している地域の一つであり、兵庫県南部地震の事例からも推測されるように、長いタイムスケジュールでは地震多発地帯と考えられる。大阪府周辺では、上町断層系、生駒断層系など比較的大規模な活断層が存在しているが、本市域の活断層については、大阪府の検討結果を踏まえて、今後検討する。しかし、比較的近い地域の活断層として、和歌山県内の紀ノ川から吉野川沿いに分布する中央構造線とその副断層である五条谷断層、根来断層が存在する。

第 6 節 災害の想定

第 1 対象とする災害

この計画の作成にあたっては、本市の地域における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、本市において発生し得るべき災害を想定しこれを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。また次の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 風水害
- 2 地震災害
- 3 津波災害
- 4 大規模な林野火災等
- 5 高層建築物災害
- 6 危険物等災害
- 7 海上災害
- 8 航空機災害

第 2 地震被害想定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、想定外と言われた未曾有の被害をもたらした。この事実を受け、国及び大阪府でこれまでの想定を超える南海トラフ巨大地震による被害想定を公表した。

本市では、これらの結果を踏まえ、あらゆる地震・津波災害等を想定しつつ、災害レベルに応じた人命対策や資産の保護といった防災の取組を講じるよう努める。

○想定地震発生時の条件

- ・ 季節、時間 冬の夕刻、平日午後 6 時
- ・ 気象条件 晴れ、平均風速 2.3m/s

		上町断層帯 地震 A	上町断層帯 地震 B	生駒断層系	有馬高槻 構造線	中央構造線	南海トラフ
地震の規模		マグニチュード 7.5～7.8	マグニチュード 7.5～7.8	マグニチュード 7.3～7.7	マグニチュード 7.3～7.7	マグニチュード 7.7～8.1	マグニチュード 9.1
		計測震度 4 以下～5 弱	計測震度 4 以下～5 弱	計測震度 4 以下～5 強	計測震度 4 以下	計測震度 5 強～7	計測震度 5 弱～6 強
建物全半 壊棟数	全壊(棟)	0	13	0	0	859	1,697
	半壊(棟)	2	29	0	0	1,183	4,119
出火件数(件)		1	1	0	0	2	2
死傷者数	死者(人)	0	0	0	0	6	290
	負傷者(人)	0	7	0	0	215	1,060
罹災者数(人)		5	126	0	0	5,779	10,387
避難所生活者数(人)		2	37	0	0	1,676	6,667
ライフ ライン	停電(軒)	0	84	0	0	15,992	12,766
	ガス供給停止 (戸)	0	0	0	0	11	—
	水道断水影 響人口(人)	0	2,000	0	0	32,000	51,254
	電話不通(回 線)	52	52	0	0	938	4,000

第 3 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震は、概ね 100～200 年の周期で発生するとされている地震であるが、発生した場合、これまで想定していなかった甚大な被害をもたらすと言われている。

平成 25 年 11 月、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」）」に改正され、同年 12 月に施行されている。

これにより、科学的に想定しうる最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮した地震防災対策を推進することとなった。

また、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けており、大阪府の推進計画等との整合を図り、南海トラフ地震防災対策推進計画に基づき対策を推進する。